

平成24年7月4日  
東京税関業務部

関係各位

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令について

麻薬及び向精神薬取締法においては、麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、公共の福祉の増進を図ることを目的として、麻薬及び向精神薬の輸出、輸入、製造、譲渡等を規制しているところです。

具体的な規制対象物質については、法別表第1から第4まで及び「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令」により定められております。

今般、指定薬物（注）に現在指定されているものの中から、新たに4物質について、麻薬と同種の濫用のおそれがあり、かつ、同種の有害作用を有すると認められたことから、当該4物質を麻薬として指定するため指定政令が改正されましたので、お知らせします。

公布日：平成24年7月4日

施行日：公布の日から起算して30日を経過した日（平成24年8月3日）

麻薬として指定する物質（別紙参照）

- 化学名：1-Naphthalenyl(1-pentyl-1H-indol-3-yl)methanone  
化学名字訳：1-ナフタレニル(1-ペンテル-1H-インドール-3-イル)メタノン  
通称等：JWH-018
- 化学名：(1RS,3SR)-3-[2-Hydroxy-4-(2-methylnonan-2-yl)phenyl]cyclohexan-1-ol  
化学名字訳：(1RS,3SR)-3-[2-ヒドロキシ-4-(2-メチルノナン-2-イル)フェニル]シクロヘキサノール  
通称等：カンナビシクロヘキサノール
- 化学名：1-(3,4-Methylenedioxyphenyl)-2-(pyrrolidin-1-yl)pentan-1-one  
化学名字訳：1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン  
通称等：MDPV
- 化学名：2-(Methylamino)-1-(4-methylphenyl)propan-1-one  
化学名字訳：2-(メチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)プロパン-1-オン  
通称等：4-メチルメカチノ

（注）「指定薬物」とは、麻薬等と同様の作用をする成分で、「違法ドラッグ」とも呼ばれ、現在、麻薬には分類されないが、麻薬等と同様に中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあることから、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴取して指定されます。

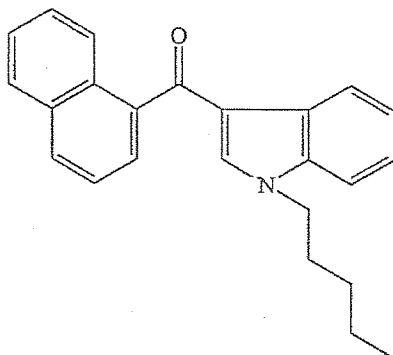
「指定薬物」の輸入に関しては、薬事法上の所定の手続きが必要になりますが、指定薬物は原則、国や地方公共団体等が学術研究用又は試験検査のために用いる場合や疾病の治療に用いる場合等、特定の用途に使用する場合を除いては輸入が認められません。

【問合せ先】東京税関業務部通関総括第2部門  
(電話：03-3599-6338)

## 麻薬として指定する物質

## 物質1

## 構造式



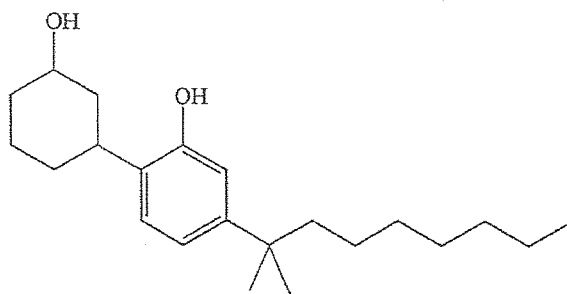
化学名: 1-Naphthalenyl (1-pentyl-1H-indol-3-yl)methanone

化学名字訳: 1-ナフタレニル (1-ペンチル-1H-インドール-3-イル) メタノン

物質の概要: 本物質は、類似した化学構造を持つ麻薬  $\Delta^9$ テトラヒドロカンナビノールより高い中枢薬理活性を示し、精神依存形成能を有する可能性があります。また、国内での流通が確認されており、乱用の傾向があります。

## 物質2

## 構造式



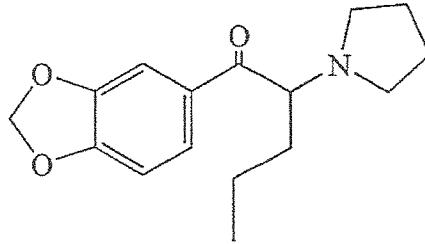
化学名: (1RS,3SR)-3-[2-Hydroxy-4-(2-methylnonan-2-yl)phenyl]cyclohexan-1-ol

化学名字訳: (1RS, 3SR)-3-[2-ヒドロキシ-4-(2-メチルノナン-2-イル)フェニル]シクロヘキサン-1-オール

物質の概要: 本物質は、類似した化学構造を持つ麻薬  $\Delta^9$ テトラヒドロカンナビノールより高い中枢薬理活性を示し、精神依存形成能を有する可能性があります。また、国内での流通が確認されており、乱用の傾向があります。

### 物質3

#### 構造式



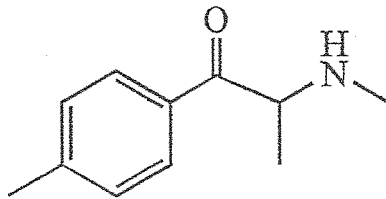
化学名 : 1-(3,4-Methylenedioxyphenyl)-2-(pyrrolidin-1-yl)pentan-1-one

化学名字訳 : 1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン

物質の概要 : 本物質の中樞神経作用は麻薬であるMDMAに比べて若干弱いと思われるものの高い中樞薬理活性を持ち、精神依存形成能を有する可能性があります。また、既に麻薬に指定されている 2-メチルアミノ-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オンと類似した化学構造を有し、国内での流通が確認されており、乱用の実態が認められます。

### 物質4

#### 構造式



化学名 : 2-(Methylamino)-1-(4-methylphenyl)propan-1-one

化学名字訳 : 2-(メチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)プロパン-1-オン

物質の概要 : 本物質は、類似した化学構造を持つ麻薬メカチノンと同等の中樞薬理活性を示し、精神依存形成能を有する可能性があります。また、国内での流通が確認されており、乱用の傾向があります。

注: 麻薬として指定する物には上記物質1から物質4の塩類及びこれらを含有する物を含む。

(関稅定率法施行令の一部改正)  
第二条 関稅定率法施行令(昭和二十九年政令第五百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「再輸入貨物の免稅」を「無条件免稅」に改め、同項ただし書中「明らかであるとき」の下に「又は当該貨物(同条第十一号の規定により免稅の免除を受けようとする前条第二号に掲げる容器に限る。)が特例輸出申告者(関稅法第七條の第二項(申告の特例)の承認及び同法第六十七條の第三項第一号(輸出申告の特例)の承認を受けた者)をいう。以下同条第二項中「に係る戻し稅」を「の減稅、免稅又は戻し稅等」に、「内貨原料品」を「課稅原料品等」に改め、「場合の免稅」の下に「又は戻し稅等」を加える。

第三十四條に次の一項を加える。  
3 前二項の規定は、法第十七條第一項第二号又は第三号の規定により免稅の免除を受けようとする貨物(第三十二條第一号又は第三十三條第二号に掲げる容器に限る。)が特例輸出入者の特例申告貨物であるときは、適用しない。

第三十六條第一項中「加工用貨物」及び「輸入の目的」を削り、「加工者」を並びに加工者に改め、並びに輸出の予定地」を削り、同条第二項を削る。

第三十九條第三項中「(再輸出免稅貨物の輸出の届出)」を削り、「前項の」を「第二項の規定による」に改め、「交付がされた日」の下に「(前項の規定により第二項の規定が適用されない場合)に於ては、輸出された同項の貨物(以下この項において「再輸出貨物」という。)の輸出の許可の日」を加え、「当該貨物の輸入地」を「再輸出貨物の輸入地」に改め、「提出する」とともに「前項の規定により第二項の規定が適用されない場合を除き」を加え、同項に次のただし書を加える。  
ただし、税関長は、再輸出貨物(法第十七條第一項第二号又は第三号の規定により免稅の免除を受けた貨物に限る。)が特例輸出入者の特例申告貨物であるときは、次に掲げる事項のうち必要がないと認めるものの当該届出書への記載を省略させることができる。

第三十九條第三項第一号及び第二号中「当該貨物」を「再輸出貨物」に改め、同項第三号中「当該貨物」を「再輸出貨物」に改め、同項の規定による「第二項の規定による」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。  
3 前二項の規定は、法第十七條第一項第二号又は第三号の規定により免稅の免除を受けた貨物(第三十二條第一号又は第三十三條第二号に掲げる容器に限る。次項において同じ。)が特例輸出入者の特例申告貨物であるときは、適用しない。

第四十一條中「第三十四條、第三十六條第二項」を「第三十四條第一項及び第二項」に、「第三項」を「第四項本文」に改める。  
第三條 (輸入品に対する内國消費稅の徵收等)に関する法律施行令の一部改正  
第三條 輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律施行令(昭和三十年政令第五百号)の一部を次のように改正する。

第十三條第三項に次のただし書を加える。  
ただし、関稅定率法施行令第三十四條第三項の規定により同条第二項の規定が適用されない場合は、この限りでない。  
合は、この限りでない。

(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等)に関する法律施行令の一部改正  
第四條 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令(昭和五十二年政令第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号下中「別表第三号」の下に「第六号」を加える。  
別表第四号中「同条第七項」の下に「第八項若しくは第十項」を加え、「同条第八項」を「同条第十一項」に、「同条第九項」を「同条第十二項」に改め、同表第六号中「提示」の下に「又は同条第三項ただし書の規定による報告若しくは許可の申請」を加え、同表第八号中「第十八條第一項ただし書(入出港の簡易手続)」の規定に基づき行われる同法第十五條第一項の規定による報告若しくは同条第二項の規定による書面の提出、同法「を削り、「第十八條第二項」の下に「(入出港の簡易手続)」を加え、若しくは書面の提出」を削り、「第十五條第七項」を「第十五條第十項」に、「同条第八項」を「同条第十一項」に改める。

附則  
(施行期日)  
1 この政令は、関稅定率法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十九号。次項において「改正法」という。)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条及び第三号の規定 平成二十四年十月一日  
二 第一条中関稅法施行令第九十一條の次に二條を加える改正規定 平成二十五年一月一日  
(関稅法の一部改正に伴う経過措置)

2 改正法第二条の規定による改正後の関稅法(昭和二十九年法律第六十一号。以下この項において「新関稅法」という。)第十五條第七項及び第八項の規定は、これらの項に規定する積荷であつて、この政令の施行の日後に第一条の規定による改正後の関稅法施行令第十二條第七項本文に定める時(同項ただし書の規定によりその時まで)に新関稅法第十五條第七項及び第八項の規定による報告を行うことが困難なものであるとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時)が到来するものについて適用する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。  
御名 御璽  
内閣総理大臣 野田 佳彦

平成二十四年七月四日

政令第八十三号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令  
内閣は、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令(平成二年政令第二百三十八号)の一部を次のように改正する。  
第一条中第八十号を第八十四号とし、第七十五号から第七十九号までを四号ずつ繰り下げ、第七十四号を第七十七号とし、同号の次に次の一号を加える。  
七十八 一(三・四)メチレンジオキシフェニル 一(二)ピロリジン 一(イ)ペンタン 一(オン)及びその塩類

第一条中第七十三号を第七十六号とし、第六十一号から第七十二号までを三号ずつ繰り下げ、第六十号を第六十二号とし、同号の次に次の一号を加える。  
六十三 二(メチルアミン) 一(四)メチルフェニル)プロパン 一(オン)及びその塩類  
第一条中第五十九号を第六十一号とし、第四十九号から第五十八号までを二号ずつ繰り下げ、第四十八号を第四十九号とし、同号の次に次の一号を加える。  
五十 (RS・SSR) 一(三)ヒドロキシ 一(二)メチルノナン 一(イ)フェニル)シクロヘキサン 一(ト)オール及びその塩類

第一条中第四十七号を第四十八号とし、第四十六号の次に次の一号を加える。  
四十七 一(ナフタレニル) 一(ペンチル) 一(インドール) 一(イ)メタン及びその塩類

附則  
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。  
厚生労働大臣 小宮山洋子  
内閣総理大臣 野田 佳彦